

座間市立の福祉増進・青少年健全育成施設の設置に関する条例（案）に関する意見公募（パブリックコメント）実施要領

1 意見募集の目的

市では、大規模改修工事を実施した総合福祉センターについて定めた条例（案）を作成しましたので、内容をお知らせするとともに、市民の皆さんの意見を募集します。

2 意見提出期間

令和6年10月15日（火）～令和6年11月14日（木）

3 意見募集の対象

座間市立の福祉増進・青少年健全育成施設の設置に関する条例（案）

4 意見を提出できる方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に通勤又は通学する方
- (3) 市内に事務所又は事業所を有する法人又はその他の団体
- (4) 本事案に利害関係を有する方

5 閲覧場所

市役所2階地域福祉課、1階市民情報コーナー、各出張所、青少年センター、市公民館、東地区文化センター、図書館、各コミュニティセンター

- ※ 閉庁日、閉館日は閲覧できません。
- ※ 市ホームページからも閲覧できます。

6 意見提出方法

意見は、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、電話での受付は行いません。

(1) 持参、郵便、FAXの場合

① 記載事項

任意の様式に次の項目の内容を記載してください。

・ 件名 座間市立の福祉増進・青少年健全育成施設の設置に関する条例（案）に関する意見	
・ 案に対する意見	
・ 本人の情報	
市内に住所を有する方	住所及び氏名
市内に通勤する方	住所及び氏名並びに事務所又は事業所の名称及び所在地
市内に通学する方	住所及び氏名並びに学校の名称及び所在地
市内に事務所又は事業所を有する法人 その他の団体	事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者 氏名

本事案に利害関係を有する方	住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者氏名)並びに利害関係を有することを証する事項
---------------	---

② 提出方法

持参	座間市役所 2階地域福祉課 午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く)
郵便	〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号座間市地域福祉課 宛て (令和6年11月14日(木)必着)
FAX	046-255-3550 送信先:座間市地域福祉課 宛て

(2) 市LINE公式アカウント・市ホームページから電子申請の場合

市LINE公式アカウント又は市ホームページの電子申請システムから、必要事項を入力してください。

ライン申請用 二次元コード	
------------------	--

7 意見及び対応の公表

皆様からいただいた意見、意見に係る検討結果及びその理由は、市ホームページ及び「5 閲覧場所」で公表します。

- (1) 意見を提出いただいた方の個人情報、公表しません。また、適正に管理し、他の用途には使用しません。
- (2) 提出いただいた意見に対し、個別の回答は行いません。

8 事務担当

座間市福祉部地域福祉課 〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号
 電話 046-252-8247 (直通)
 FAX 046-255-3550